

令和4年12月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和4年12月20日（火） 午後1時00分～午後2時50分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F
3. 出席者 教育長及び委員
- 教育長 廣部 昌弘
委員 渡部 佳子
委員 豊田 雅之
委員 小寺孝治郎
委員 加藤 緑
- 職 員
- | | |
|---------------|-------|
| 教育部長 | 秋元 淳 |
| 教育部次長兼教育総務課長 | 重城 秋子 |
| 教育部部参事兼学校教育課長 | 今井 克彦 |
| 学校給食課長 | 清水佐知子 |
| 生涯学習課長 | 鈴木 和代 |
| 文化課長 | 小高 幸男 |
| まなび支援センター所長 | 内海 雅彦 |
| 学校給食センター所長 | 竹内 康博 |
| 図書館長 | 松井 晋 |
| 郷土博物館金のすず副館長 | 稲葉 昭智 |
| 中央公民館長 | 水越 学 |
| 資産管理課長 | 小磯 洋子 |
| (会議事務局) | |
| 教育総務課管理係長 | 芝田 雅人 |
| 教育総務課主任主事 | 河名千愛生 |
4. 傍聴人数 0名（非公開議案なし）
5. 議 案
6. 報告事項
7. 議事大要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和4年12月定例教育委員会会議を開催いたします。

それでは、会議に入ります。会議録署名人には、豊田委員にお願いいたします。

また前回、11月定例会議の会議録につきましては、渡部委員と私で、それぞれ確認、署名いたしました。

それでは、議案の審議に入りますが、今月の議案はありません。

続きまして、報告事項に移ります。

報告第8号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和4年度教育費12月補正予算案）について」事務局から説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

報告第8号臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和4年度教育費12月補正予算案）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。

12月市議会定例会に提案する教育委員会に係る令和4年度12月補正予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、6ページのとおり令和4年11月16日付けで市長から教育委員会教育長に対し、意見の聴取がございましたが、12月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、4ページにございまして11月17日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、教育委員会に係る12月補正予算案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては、歳出といたしまして補正前予算額29億7,519万6千円であったところ、2,272万8千円を増額し、総額29億9,792万4千円にしようとするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

7ページから22ページまでが、補正予算及び補正予算に関する説明書の教育委員会に関する部分の抜粋でございます。

7ページをご覧ください。繰越明許費補正の50款教育費、25項社会教育費、旧安西家住宅改修事業費でございますが、更新を予定しております、旧安西家住宅の放水銃につきまして、新型コロナウイルス感染症等の影響により、中国製の部品の納品に遅延が生じておりますことから、年度内の事業完了が困難となり、2,993万4千円を令和5年度に繰り越すものでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。債務負担行為補正の一番下の行、令和4年度分学校給食調理業務委託でございますが、今年度末で契約期間が終了となる当該委託につきまして、令和5年度も引き続き委託を実施するため、1億3,638万2千円が支出予定額として承認されております。

続きまして、13ページをご覧ください。50款教育費、5項教育総務費、10目事務局費、説明欄3. 就学支援関係費（1）特別支援教育体制整備推進事業費△15万2千円につきましては、特別支援教育支援員の費用弁償の支出見込み額が減少したため、減額するものでございます。

続きまして、説明欄4. 事務局諸経費（1）学校教育諸経費15万円につきましては、スクール・ソーシャル・ワーカーの費用弁償の支出見込み額が増加したため、増額するものでございます。

続きまして、10項小学校費、5目学校管理費、説明欄3. 学校維持管理運営費（1）小学校運営費124万5千円につきましては、各小学校に設置している複写機について、8月から新たに契約しましたところ、単価が大幅に上昇し、印刷製本費に不足が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、説明欄（２）小学校施設管理費 244万3千円につきましては、原油価格・物価高騰の影響により、光熱水費に不足が見込まれるため、また、清見台小学校に植えられている毒性をもつ樹木について、専門業者に刈取・処分を委託するため、増額するものでございます。

続きまして、説明欄 4. 学校水泳指導児童送迎用バス運行委託事業費△39万6千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の水泳事業が休止となったため、送迎用バスの運行に係る委託料を減額するものでございます。

続きまして、説明欄 5. きさらづ特認校児童送迎用バス運行委託事業費△100万円につきましては、見積合わせの実施に伴う執行残を減額するものでございます。

続きまして、10目教育振興費説明欄 1. 教育振興諸経費△5万7千円につきましては、読書相談支援員の費用弁償の支出見込み額が減少したため、減額するものでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。15項中学校費、5目学校管理費、説明欄 3. 学校維持管理運営費（1）中学校運営費 113万9千円につきましては、小学校と同様の理由により、印刷製本費に不足が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、（2）中学校施設管理費 662万円につきましては、小学校と同様の理由により、光熱水費に不足が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、10目教育振興費、説明欄 1. 実用英語検定補助金 42万円につきましては、英語検定受検者数の増加が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、25項社会教育費、5目社会教育総務費、説明欄 3. 芸術文化振興事業費、（1）芸術文化に親しむまちづくり振興事業費△27万8千円につきましては、芸術鑑賞のコンサート会場をかずさアカデミアホールから木更津市民会館へ変更したため、ホール使用料の支出がなくなったこと等により、減額するものでございます。

続きまして、20目図書館費、説明欄 1. 特別職人件費、1ページ進んでいただきまして、15ページ、説明欄（1）図書館協議会委員報酬 3万2千円につきましては、11月に図書館協議会を臨時に開催する必要が生じたため、委員報酬を増額するものでございます。

続きまして、27目博物館費、説明欄 3. 博物館管理運営費 243万8千円につきましては、電気使用量の増加及び電気料金の値上がりにより、光熱水費を増額するものでございます。

続きまして、30項保健体育費、20目学校給食費、説明欄 3. 給食施設費（1）給食センター管理運営費 1,010万円につきましては、原油価格・物価高騰の影響により、光熱水費に不足が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、説明欄（2）給食センター整備事業費 2万4千円につきましては、学校給食センターの整備・運営に係る次期事業者選定のために、委員会を組織することに伴い、委員報酬を増額するものでございます。

教育委員会に係る12月補正予算の内容は以上でございます。

なお、補正予算につきましては、12月市議会定例会に上程し、12月14日に議決されましたことを申し添えます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○渡部委員

14ページの中学校施設管理費について、小学校と同様、原油価格・物価高騰により光熱水費が不足するため増額とのことなのですが、小学校が244万3千円に対して、中学校が662万円と金額が多いのは、中学校の方が電気を使用する時間が長いからということですか。

○重城次長

委員のおっしゃるとおり、中学校につきましては、特に電気料金が増えている傾向が見られましたので、増額補正をしたものでございます。部活動等の学校生活が順調に行われているためと考えられます。

○渡部委員

わかりました。

○廣部教育長

ほかに、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

なければ、次の報告に移ります。

報告第9号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案等）について」事務局から説明をお願いいたします。

○重城次長

報告第8号臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案等）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料23ページ及び24ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。

12月市議会定例会に提案する木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、26ページのとおり令和4年11月18日付けで市長から教育委員会教育長に対し、意見の聴取がございましたが、12月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、25ページにございますとおり11月22日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、条例案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

27ページをご覧ください。「木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整

備に関する条例の制定について」につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、木更津市の一般職の職員の定年を引き上げる等のため、関係条例の整備をしようとするものでございます。改正の趣旨といたしましては、定年年齢を60歳から65歳に引上げるものでございます。

その経過措置といたしまして、32ページの表をご覧ください。この表のとおり、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、2年に1歳ずつ段階的に定年年齢を引上げ、令和14年度から65歳へ完全移行することといたします。

また、この引上げに伴い、管理職に就くことができる年齢の上限を60歳とする、いわゆる役職定年制度を導入し、若手・中堅職員の昇進機会を確保し、組織全体の活力を維持いたします。

なお、定年年齢の引上げに伴い、関連する7条例を改正し、「木更津市職員の再任用に関する条例」につきましては、廃止をいたします。

本条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

続きまして、56ページをご覧ください。「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、本市の一般職の給与の額を改定するため、並びに地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設ける等のため、関係条例の整備をしようとするものでございます。

本条例の改正の趣旨といたしましては、1点目といたしまして、令和4年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職職員の初任給の引上げ及び若年層職員を中心とした給与月額引上げ、並びに一般職職員の勤勉手当支給率の引上げについて規定するものでございます。

初任給につきましては、初級職で月額4,000円、上級職で月額3,000円の引上げとなり、給与月額引上げ額につきましては、月額200円から4,000円で、給与の号給が低いほど引上げ額が大きくなります。

勤勉手当支給率の改定につきましては、令和4年12月期の勤勉手当支給率を0.1月分引上げ、すでに支給済の令和4年6月期の勤勉手当と合算して年間1.9月分であったものを2.0月分の支給とするもの、また、令和5年度以降の勤勉手当について、6月期と12月期で平準化し、1.0月分ずつとし、年間2.0月分の支給とするものでございます。

改正の2点目としたしましては、一般職職員の定年年齢の引上げに伴い、60歳を超える職員の給与月額の取扱いに関する特例等を規定するものでございます。

60歳に到達した職員の給与につきましては、60歳到達後の最初の4月1日からは、その職員が受ける給料表の給与月額7割を支給することといたします。また、管理職であった職員につきましては、役職定年制度により、管理職を降りることとなりますが、降任前の給与月額7割が支給されるよう、降任後の7割水準の給与月額に差額を加算して支給するものでございます。

なお、給与月額及び勤勉手当支給率の引上げにつきましては、令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用、定年年齢の引き上げに伴う給与月額の取扱いに関する特例等につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

最後に、78ページをご覧ください。「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関

する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、令和4年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率並びに特定任期付職員の給与の額を改定するため、関係条例の整備をしようとするものでございます。

常勤特別職につきましては、勧告を踏まえ、令和4年12月期の期末手当支給率について、0.1月分引き上げ、すでに支給済の令和4年6月期の期末手当と合算して年間4.3月分であったものを4.4月分の支給とするもの、また、令和5年度以降の期末手当について、6月期と12月期で平準化し、2.2月分ずつとし、年間4.4月分の支給とするものでございます。

次に、特定任期付職員につきましても、勧告に準じ、給料表の増額改定及び期末手当支給率の0.05月分の引き上げについて規定するものとなります。

なお、常勤特別職の令和4年12月期の期末手当支給率の引上げ及び特定任期付職員の給与月額、令和4年12月期の期末手当支給率の引上げにつきましては、令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用、それ以外につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

以上の改正条例案につきましては、12月市議会定例会に上程し、12月14日に議決されましたことを申し添えます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○小寺委員

定年を2年刻みで少しずつ上げるといふことですね。

○廣部教育長

そうです。なので、現在59歳・58歳の人は61歳で定年、57歳・56歳の人は62歳で定年、ということになります。

○小寺委員

一気に65歳まで上げるのではなく、段階的に上げるのはなぜですか。

○重城次長

確認して後ほど回答いたします。

○渡部委員

結局、61歳で定年になる人も65歳まで働けるということなんですかね。

○秋元部長

61歳で定年退職する人は、65歳までの4年間は再任用職員として引き続き勤務できます。定年年齢が62歳に引きあがると再任用の期間3年、63歳になると2年、と再任用の期間が狭まっていき、最終的に65歳で定年退職に完全移行、という流れです。

○渡部委員

わかりました。

○廣部教育長

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

<質問なし>

なければ、報告事項につきましては、以上といたします。

続きまして、その他の事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・令和5年度教育費当初予算要求について

説明：重城教育部次長、今井教育部部参事兼学校教育課長、清水学校給食課長、鈴木生涯学習課長、小高文化課長、内海まなび支援センター所長、竹内中学校給食センター所長、松井図書館長、稲葉郷土博物館金のすず副館長、小磯資産管理課長

- ・令和4年12月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について

説明：重城教育部次長

- ・木更津市史編さんだより第7号の発行について

説明：小高文化課長

- ・みなとぐちART WEEK開催結果の報告について

説明：小高文化課長

○重城次長

先ほどの報告事項におきまして小寺委員からご質問いただきました件につきまして回答いたします。

定年年齢につきましては、地方公務員に先立ち、国家公務員の年齢引上げに係る「国家公務員法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律は、「60歳を超えても多くの者が継続雇用されている民間企業の取り組みに留意し、組織活力維持のための方策を講じながら、段階的に定年を引上げることで、公務能率を十分活用していくことが適当である」との人事院からの意見を反映したものとなりました。

それに伴い、地方公務員も国家公務員と同様、段階的に定年年齢を引上げるものです。

○廣部教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

<特になし>

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、1月の定例教育委員会会議につきましては、令和5年1月17日（火）午後1時から市役所朝日庁舎会議室Fで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○廣部教育長

以上を持ちまして、令和4年12月定例教育委員会会議を終了いたします。

會議録署名人 教 育 長
委 員